

家畜衛生便り

No.373 令和3年12月21日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

年末年始及び春節期間中における 防疫対策強化をお願いします！

これから年末年始や春節（1月31日～2月6日）を迎え、人や物の往来の増加が見込まれます。

引き続き、防疫対策に万全を期していただきますよう、よろしくをお願いします。

① 異常の早期発見、早期通報を徹底してください。

日々の健康観察を行い、特定症状等の異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所（24時間対応）

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

② 衛生管理区域に、必要のない人や物を入れないでください。

③ 野生動物の侵入対策を徹底してください。

④ 農場周辺の消石灰散布等、消毒を徹底してください。

⑤ 外国人従業員の方に対して、国際郵便物の中に違法な肉製品が含まれることのないよう、注意喚起してください。

⑥ 家畜伝染病の発生地域への渡航を自粛してください。

家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために
～海外へ旅行される方へのお願い～

現在、世界各国で口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の悪性伝染病が発生しています。

また、平成30年8月、アジア地域で初めて中国においてASF（アフリカ豚熱）の発生が確認され、ベトナム、モンゴル、カンボジア、韓国等でも発生が確認されています。

家畜の悪性伝染病が日本に侵入すると、国内の畜産産業に甚大な被害をもたらすのみならず、侵入した地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼします。

家畜の悪性伝染病が発生している国や地域へ渡航する場合は、畜産関連施設、生鳥市場等への立ち入りや、家畜への接触を避けるようご協力をお願いします。



その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

Do not permit entry to the sanitation control zone by any person who has visited a farm or other livestock-related facility on the same day, or who has entered Japan from another country within the past week.

当天进入过其他农场等畜产相关设施的人员及过去1周内从海外入境的人员不可进入卫生管理区域。

하루 동안 다른 농장 등 축산 관계 시설에 출입한 사람 및 과거 1주일 이내어 해외에서 입국한 사람은 위생관리구역에 출입시키지 않도록 합니다.